## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第94回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

令和2年7月3日(金)13:30~15:30

2 場所

最高裁判所中会議室

- 3 出席者
- (委員) 井田良, 伊藤眞(委員長), 井堀利宏, 今田幸子, 岩井重一, 畝本直美, 北村節子, 中尾正信, 中里智美, 中田裕康, 八木一洋(敬称略)

(庶 務) 村田総務局長、清藤総務局参事官、平城総務局第一課長

(説明者) 堀田人事局長

## 4 議題

(1)協議

- ・ 令和2年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- 令和2年7月期及び8月期の出向からの復帰候補者について
- 令和2年10月期の弁護士任官候補者について
- (2) 次回の予定について

## 5 議事

(1)協議

協議に先立ち、退任した栃木委員の後任として中里委員が紹介された。

庶務から、前回の委員会以後の経過として、令和2年4月期の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと、それらの候補者についての 最高裁判所における審議結果並びに令和2年上半期の判事補から判事への任命候 補者及び判事の再任候補者並びに令和2年4月期の弁護士任官候補者についての 最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、4月に判事補に弁護士任官し、来年1月に判事の任命 資格を取得する者、令和2年7月期及び8月期の出向からの復帰候補者について、 それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

・ 令和2年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者につい て

庶務から、令和2年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者151人のうち、1人が出向し、1人が願いを取り下げたことにより、今回の審議対象から外れたことが報告された。また、2月21日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたこと、地域委員会から送付された情報の中には、弁護士会又は弁護士会連合会を経由して地域委員会に提供された情報は含まれていなかったことが報告された。さらに、予定どおり6月26日に作業部会が開催され、重点審議者として追加すべき者の有無についての検討及び2月の委員会において重点審議者とされた者についての検討が行われたことも併せて報告された。なお、4月に判事補に弁護士任官し、来年1月に判事の任命資格を取得する者については、弁護士としての執務状況等については判事補への任命の審議の際に検討済みであるので、類似の先例に従い、更に情報収集する必要はなく、4月以降の所属庁の長が作成した報告書により審議することとされた。

作業部会長である中田委員から、作業部会において、2月の委員会で重点審議者とされた者に追加して重点審議者とすべき者を検討したが、重点審議者に追加すべき者はいなかったことが報告され、審議の結果、重点審議者として追加すべき者はいないこととされた。

続いて、作業部会長である中田委員から、作業部会の検討結果について報告が

され、その結果を踏まえて、指名候補者149人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

令和2年7月期及び8月期の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している指名候補者 2 人について、候補者の略歴、出向先から 得た候補者の執務状況等に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名するこ との適否について審議され、審議の結果、いずれの者についても指名することが 適当であると最高裁判所に答申することとされた。

・ 令和2年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、2月21日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者2人について、地域委員会が 収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命される べき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、いずれの者に ついても指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

## (2) 次回の予定について

次回の委員会は、9月7日(月)午後1時30分から開催され、令和3年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について審議することとなった。

以上